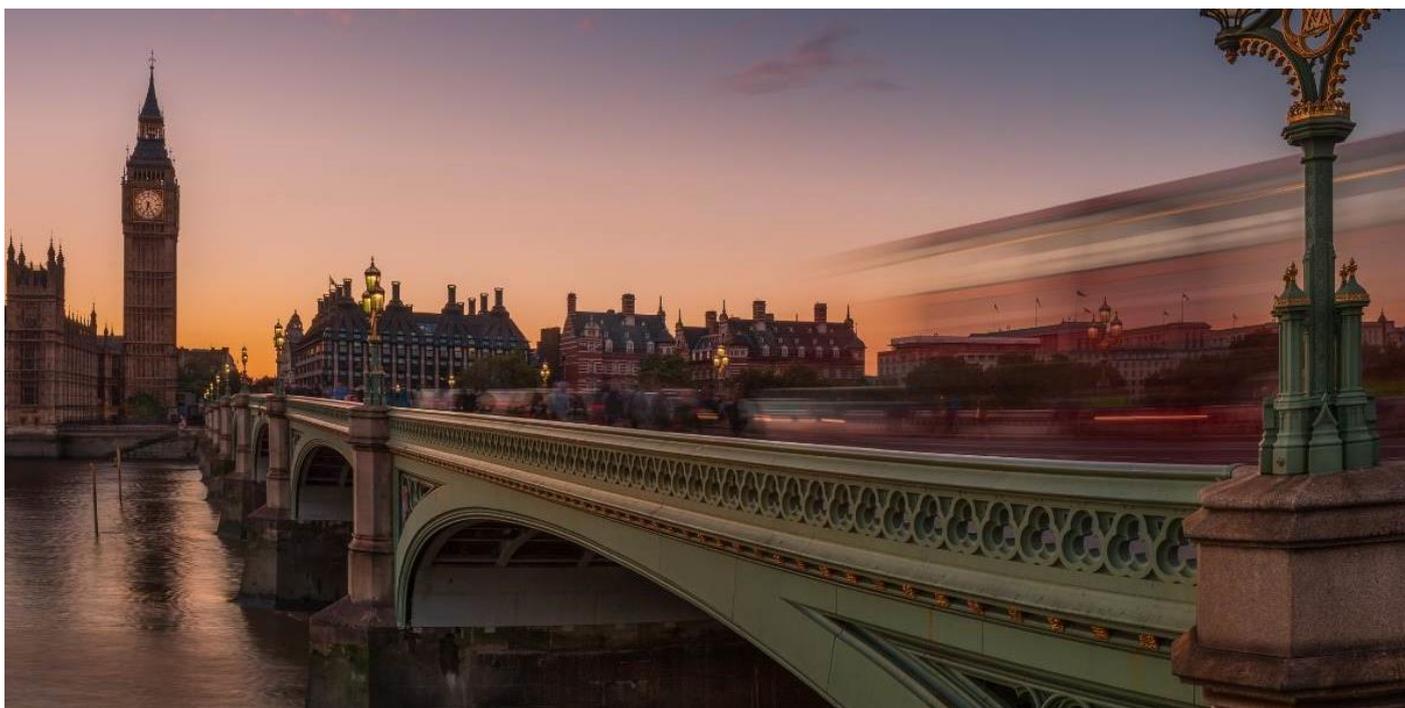


UKCA Marking FAQ





2020年1月31日にイギリス（正式名称：グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland、以下UK）が欧州連合（以下EU）から離脱後、EUとUKは協議を重ね、2021年1月1日からのEUとUKの関係は、2020年12月24日に合意となった通商・協力協定（The EU-UK Trade and Cooperation Agreement）によって規定されます。

通商・協力協定の合意、UKCA マーキングのガイダンス発行など、Brexit 後、UK を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。UK で上市される商品のうち CE マーキングを必要としたほとんどの商品について、2021年12月31日までに UKCA マーキングへの移行が必要です。お客様からよくいただくご質問を FAQ にまとめました。

通商・協力協定の対象となる製品や規則は何ですか？

- エアゾール製品
- エコデザイン
- 電磁両立性- EMC
- ガス器具
- リフト
- 低電圧電気機器
- 機械
- 計測器
- 非自動計量機器
- 屋外の騒音
- 個人用保護具（PPE）
- 圧力機器
- 危険場所（ATEX）で使用/設置された製品
- 無線機器
- レクリエーションクラフトと水上バイク
- 有害物質の制限（RoHS）
- 単純な圧力容器
- おもちゃ

通商・協力協定（The EU-UK Trade and Cooperation Agreement）の要点は何ですか？

● 関税と割当について

2021年1月1日以降、EU-UK間で取引される商品に対し税金や取引額の制限はありません。商品が関連する原産地規則を満たしている場合、EU-UK間の商品の移動に関税や割当制度が適用されないことを意味しています。

● 自動車

通商・協力協定の附属書は、UKとEU双方が国連規則に基づく承認を相互に承認するとしています。規制上の障壁に対処するため、互いに協力しあうことを定めています。

詳しくは通商・協力協定（The EU-UK Trade and Cooperation Agreement）をご覧ください。

通商・協力協定は UKCA マーキングに影響しますか？

影響はありません。通商・協力協定により、UKとEU間は関税なく貿易取引が出来ますが、実際のコンプライアンスプロセスは変更されないため、UKCAマーキングと関係するUK規則への準拠は引き続き必須です。

UKCA マーキング移行に関し、猶予期間はありますか？

猶予期間はあります。UKCAマーキングへの移行は次のステップで進められます。

- 2022年1月1日までは、サプライヤー（製造業者、輸入業者、または認定代理人）は、CEマーキングにUKを拠点とするEUの第三者認証機関（Notified Body）が関与していなければ、CEマーキングおよび関連する補足文書を引き続き使用できます。
- 2023年1月1日までは、サプライヤー（製造業者、輸入業者、または認定代理人）は、UKCAマーキング表示箇所を製品ラベルもしくは添付文書から選択することができます。

UKCA マーキング

UKCA マーキングとは何ですか？

The logo consists of the letters 'UK' stacked above 'CA' in a bold, black, sans-serif font.

CEマーキングに代わるものとして、UKは独自の規制マークであるUKCAマーキングを導入しました。このマーキングは、RE指令、EMC指令、定電圧指令、ガス機器規制、ATEX指令など、CEマーキングを必要とするすべてのEU指令と同等のUK規則の対象となる製品に必要です。したがって、すでに製品にCEマーキングを表示している場合は、UKCAマーキングを追加する必要があります。

CEマーキングと同様に、UKCAマーキングは最低5mmの大きさでなければならず*、製品ラベルとパッケージの両方に含まれている必要があります。（ただし、一部の製品には、製品ではなく文書へのUKCAマーキングの表示が認められる追加の移行期間があります。）UKCAマーキングは、適合宣言（DoC）でサポートされている必

要があり、EU の要件と同様にラベルにはメーカー名と住所が記載されている必要があります。また、UK における輸入業者情報をラベルおよび/またはパッケージに記載する必要があるため注意が必要です。まだラベルの電子化を容認する規則は制定されていませんが、UK は EU よりも早く電子ラベルを採用する可能性もあります。

* 該当規制により 5mm 未満可

製品に UKCA マーキングを付けて UK 市場で上市するには、証明書が必要ですか？

UK は EU からの離脱にあたり、UK 内で上市される製品に対する基準として、EU の指令と規格を継承しつつ、UK 独自の基準を導入しました。主な変更点は以下になります。

- 基準適合マーキング（UKCA マーキング）
- 根拠となる法律（UK 法）
- 適合性評価機関（Approved Bodies）

つまり UKCA マーキングの適合性評価に対する基本的なスタンスは、設計段階と製造段階の両方で EU と同じ必須要件と適合性モジュールを採用しているという点から、CE マーキングと同じだと言えます。よって適合性評価機関から証明書を取得するための要件は、適用される規制により異なることになります。

例えば、電気機器（安全）規則 2016-SI 2016 No. 1101（EU 低電圧指令 2014/35/EU に対応）に従って適合性評価を実行する場合、適合性評価機関の関与は必要なく、製造業者は最終的な自己宣言まで、プロセス全体を単独で完結させることができます。その後自己宣言に基づき、製品に UKCA マーキングを表示することができます。

CE マーキングと UKCA マーキングの両方を同じ製品に使用できますか？

可能です。製品が EU と UK 両方の法律に準拠している場合、両方のマーキングを同じ製品に同時に使用できます。

UKCA マーキングはいつ使用を開始すべきですか？

EU の離脱から後、UK は製造業者が UKCA マーキングおよび電気/電子製品などに関する UK 規制スキームに移行できるように猶予期間を設け、2020 年 9 月には猶予期間が 2021 年末まで延長されました。猶予の対象となるのは EU 低電圧指令、EMC 指令、GAR、Machinery、ATEX、RoHS、RE 指令などに対応する UK の法律となります。

2021 年 12 月 31 日までは、CE マーキングのまま UK にて上市を継続するか、UKCA マーキングに切り替えて上市するかを選択することができます。さらに、医療機器やその他のカテゴリ（詳しくは政府公式情報を参照：www.gov.uk) を除く製品には、2022 年 12 月 31 日までは製品以外の方法（添付文書等）に貼付が認められています。ただし、UKCA マーキングの製品貼付は 2023 年 1 月 1 日以降に必須になるので注意が必要です。

SI とはどういう意味ですか？

SI は法定文書(Statutory Instrument)の略です。法定文書は規制文書であり、肯定的または否定的な手続きを経ることになります。肯定的または否定的な手続きとは、それらを採択するための議会の承認プロセスを指します。肯定的とは、下院と上院の両方が文書を可決する必要があることを意味し、否定的とは、下院もしくは上院のどちらかが特定のタイムラインで文書を否決しない限り、自動的に承認されることを意味します。ほとんどの SI は、否定的な手順で採用されます。

UKCA マーキングの適用法は何ですか？

UKCA マーキング制度導入時、EU 指令を UK 法に置き換えたため、基本となる要件は対応する EU 指令と同じとなります。ただし随時変更が加えられており、今後も UKCA マーキングに関する発表を注視する必要があります。

主な EU 指令と UK 法の対比表は以下になります。

EU 法	対応する UK の適用法
ATEX 2014/34/EU	Equipment and Protective Systems Intended for Use in Potentially Explosive Atmospheres Regulations 2016
EMCD 2014/30/EU	Statutory Instrument 2016 No. 1091 Electromagnetic Compatibility Regulations 2016
GAR Regulation (EU) 2016/426	Regulation (EU) 2016/426 is Gas Appliances Regulation (Regulation (EU) 2016/426 as brought into U.K. law and amended) and the Gas Appliances (Enforcement) and Miscellaneous Amendment Regulations 2018
General Product Safety 2001/95/EC	General Product Safety Regulations 2005
LVD 2014/35/EU	Statutory Instrument 2016 No. 1101 The Electrical Equipment (Safety) Regulations 2016
Machinery 2006/42/EC	Statutory Instrument 2008 No. 1597 The Supply of Machinery (Safety) Regulations 2008
PED 2014/68/EU	Statutory Instrument SI 2016 No. 1105 Pressure Equipment (Safety) Regulations 2016
RED 2014/53/EU	Statutory Instrument 2017 No.1206 The Radio Equipment Regulations 2017

対比表に記載されているすべての UK 法は、UK の EU 離脱により生じる不足を補うため、the Product Safety and Metrology etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019 and 2020: S.I. 2019/696, S.I. 2019/1246, SI

2020 No. 676, SI 2020 No. 852, SI 2020 No.1460 により修正されています。また、RoHS 指令とエコデザイン指令も修正の対象となります。

- RoHS — Statutory Instrument 2012 No. 3032 Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment Regulations 2012 : SI 2019 No. 188, SI 2019 No. 492, SI 2019 No. 1078, SI 2020 No. 1647 により修正。
- Ecodesign and Energy Labeling — Directive 2009/125/EC and Directive 92/42/EEC and Regulation (EU) 2017/1369 is The Ecodesign for Energy-Related Products Regulations 2010 : SI 2019 No. 539, SI 2020 No. 1568 により修正

最新情報については政府公式ページをご覧ください。(<https://www.legislation.gov.uk/>)

UKCA マーキングにはどのような規格が使用されていますか？

The Product Safety and Metrology etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019 – S.I. 2019/696 において、UK 法に含まれる必須要件への適合を推定する基準として指定規格 (Designated Standards) を導入しました。

指定規格とは、GOV.UK にて参考情報として公開されることにより、部分的または全体的に政府から認定される可能性のある技術仕様です。製品に応じて、下記の標準化団体により規格として採用される可能性があります。

- 英国規格協会 (BSI)
- 欧州標準化委員会 (CEN)
- 欧州電気標準化委員会 (Cenelec)
- 欧州電気通信標準化機構 (ETSI)
- 国際標準化機構 (ISO)
- 国際電気標準会議 (IEC)
- 国際電気通信連合 (ITU)

指定規格には、「BS」、「EN」、「EN ISO」、または「EN IEC」という接頭辞が付与されます。(例：EN 71-1：2014 + A1：2018) 指定規格リストは随時更新され、EU 官報のように公開されています。詳しくはこちらをご覧ください。(Designated Standards : <https://www.gov.uk/guidance/designated-standards>)

ドキュメントとプロセス

UKCA マーキングの DoC はどのような形式ですか？

UKCA マーキングをサポートする DoC は、EU 指令の形式に従います。主な変更点は次のとおりです。

- EU 指令への言及を UK 規則に置き換える

- 規格を UK 指定規格に置き換える（該当する場合）
- EU 型式審査と EU Notified Body への参照を削除するか、該当する場合は、UK 型式審査および適合性評価機関（Approved Body）に置き換える

エネルギーラベリングの要求事項はどうなりますか？

2021 年 1 月 1 日以降、UK 市場に上市される製品は、UK のブランドや英語のテキストを含み、関連する UK 法に準拠しなければなりません。QR コードが存在する場合は、一般公開されている Web サイト上の要求される製品情報にリンクさせる必要があります。2020 年 12 月 31 日までに上市され、エネルギーラベルに EU フラグが表示されている適合製品は、移行期間終了後も流通を継続することができます。

UK Label Generator

北アイルランドに上市される製品は、関連する EU 法に準拠する必要があります。これには、EU フラグと、欧州エネルギー表示製品登録 (EPREL) データベース上の要求される製品情報にリンクする QR コードが含まれます。

無線製品に対して、ETS 規格を適用する場合はどうすればよいですか？

無線スペクトルまたは特殊機能の使用に関連する必須要件への準拠を示すために、UK 指定規格が使用されていない場合は、UK に承認された機関で、型式審査証明書を取得する必要があります。つまり、使用した規格が UK 指定規格としてリストされるか、UKCA 型式審査証明書を取得するまで、製品に UKCA マーキングを表示することはできません。

UK DoC に使用する指定フォーマットはありますか？

UKCA の適合宣言の形式は、EU 規格および指令への参照を、該当する場合は UK 規則および指定規格に置き換えることを除き、CE の DoC と同じになります。第三者認証機関（Notified Body）が必要であると判断された場合は、代わりに UK 型式試験証明書と UK 適合性評価機関を参照する必要があります。

EN 規格に従って CE マーキングの製品試験を実施をしました。UKCA マーキングに同じテストレポートを使用できますか、それとも再試験が必要ですか？

テストレポートに関連する UK の conditions と deviations がすでに含まれている場合は、同じレポートを使用し自己宣言が可能です。UKCA マーキングの適合性評価機関にレポート提出が必要な場合は、選択した評価機関で EU 型式試験のために取得したレポートの受け入れ可否を確認する必要があります。もちろん、EU と UK で同じ認証機関（UL など）を選択した場合は、両市場での受け入れが容易になります。

UK 適合性評価機関と EU Notified Body

EU 認証機関（Notified Body）とは何ですか？

UK 規則の下、適合性評価機関は、EU の Notified Body が EU 指令に対し所有しているのと同等の役割を UK 法定文書に対し所有することになります。UK 適合性評価機関を使用するための要件は、EU 指令に従います。

現在 UK を拠点とする EU の Notified Body は、2021 年 1 月に UK 適合性評価機関として認定され、該当する規則をサポートするために型式審査証明書を発行できるようになりました。前述の通り、EU-UK 間で相互承認協定 (MRA) が締結されなければ、UK の適合性評価機関は CE マーキングの Notified Body としての資格を失います。最新の適合性評価機関一覧は[こちら](#)をご覧ください。

なお、米国 UL Verification Services Inc.は、英・米相互承認協定(MRA)*を活用し、UKCA EMC と無線規制に対し、適合性評価機関として認定されました。Legislation : Electromagnetic Compatibility Regulations (SI 2016/1091) Schedule 3 Part 1 及び Legislation : Radio Equipment Regulations 2017 (SI 2017/1206) Schedule 3 で規定される適合性評価手続きに基づき、製品の適合性評価を行い、その証明書の発行が可能です。

UL は市場適合性評価機関 (MCAB) ですか？

はい。詳細については[こちら](#)をご覧ください。

Notified Body の関与が必要な場合、ラベルに UK 適合性評価機関の番号を記載する必要がありますか？

ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) 大臣は、適合性評価機関の登録、適合性評価機関の識別番号、適合性評価機関の認定と権限制限についてまとめる予定です。適合性評価機関が製造段階で関与する場合、CE マーキングおよび EU 指令と同様に、製造業者は適合性評価機関の識別番号をラベルに追加する必要があります。

北アイルランドと EU

CE マーキングに対し Brexit の影響はありますか？

CE マーキングと EU 指令は、Brexit (UK の EU 離脱) の影響を受けません。製造業者は以下を継続するものとします。

- 製品に CE マークを貼付する
- 適合宣言 (DoC) を発行する
- 製品とパッケージに製造業者名と住所を表示する
- 無線機器の使用制限に関連する第 10 条 (10) の情報をラベルを付記する

2020 年 12 月 31 日までの移行期間が終了したため、UK の Notified Body は EU からの認定を失いました。2021 年 1 月 1 日以降、UK の Notified Body によって発行された CE マーキングの型式試験証明書は無効になり、EU DoC のサポートに使用できなくなります。北アイルランド以外の UK においては 2021 年 1 月 1 日以降、輸入

業者の特定は必須となります。

北アイルランドはイングランド、ウェールズ、スコットランドと同じ移行スケジュールですか？

北アイルランドは他の地域（イングランド、ウェールズ、スコットランド）と異なり特別要求があります。北アイルランドでは、2022年1月1日以降も、CEマーキングのみで上市が可能です。承認または認証に北アイルランド（UK）の機関を用いる場合、CEマーキングに加えUK(NI)マーキングが要求されます。UKCAマーキングのみが貼付された商品は、北アイルランド市場では上市できません。

EMC 指令または RE 指令の対象となる製品について、EU 型式審査証明書は誰が発行できますか？

UKに拠点があるEUのNotified Bodyによる型式審査を通じて現在DoCをサポートしている製造業者の場合、証明書が必須か任意かによります。

EMC指令の下では型式審査は必須ではなく、製造業者は下記いずれかを選ぶことができます。

- ① EU DoCから型式審査証明書と関与したNotified Bodyに対する参照を削除
- ② EUのNotified Body（EU内で設立された機関、またはアメリカなどEUと相互承認協定を結んでいる国で設立された機関）から新しい型式審査証明書を取得し、EU DoCを新しい証明書とNotified Bodyを参照するよう更新

RE指令については、整合規格がArticles 3.2及び3.3(1)をカバーするために整合規格が完全に適用されていない場合（下記③）、型式審査証明書が必要です。整合規格が完全に適用されていないためUKのNotified Bodyからの型式審査証明書を用いる場合は、下記④のプロセスを選択する必要があります。型式審査証明書の使用が任意であった場合（下記④）、すなわち整合規格がArticles 3.2と3.3を完全にカバーしている場合、上記①②いずれかを選択できます。

- ③ 場合によっては、（例：まだ整合されていない規格の最新版を使用したか、実施した試験では現在の整合されたバージョンに完全に準拠していることが証明されている場合）、規格の整合バージョンをDoCへ言及し、リスクアセスメントにて新バージョンでの試験が整合バージョンを完全に適用することと同等であることを説明し、DoCからNotified Bodyの参照を削除することで、上記①を選択することが出来るかもしれません。
- ④ 多くの製造業者は、整合規格が信頼性のチェックとして又は顧客要求事項をサポートするために、完全に適用されている場合でも、型式審査ルートを使用しています。

北アイルランドにて商品を上市する場合、UKNIマーキングの使用は必須ですか？

必須ではありません。以下の条件に当てはまる場合にのみ、UKNIマーキングを使用する必要があります。

- 特定の商品（主にCEマーキングの対象となる商品）を北アイルランド市場に上市する場合

- 商品に第三者機関による適合性評価が義務付けられている場合
- 適合性評価を実施するために UK の機関を使う予定の場合

第三者機関の関与なく、サプライヤーの適合宣言に基づいて商品にマークを付けている場合、商品に UKNI マークを付ける必要はありません。

提供される情報は、EU-UK 間で現在進行中の交渉に基づき情報は変更となる場合があります。最新情報については政府[公式サイト](#)をご確認ください。



UL.com

本 UKCA Marking FAQ は Brexit FAQ (<https://www.ul.com/resources/brexit-faq>)の抄訳版です。最新情報は Brexit FAQ (英語)をご確認ください。

本内容は一般的な情報を提供するもので、法的並びに専門的助言を与えることを意図したものではありません。

UL の名称、UL のロゴ、UL の認証マークは UL LLC の商標です © 2021